

## 社会福祉法人三好市社会福祉協議会物品貸与規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三好市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する物品を対象として、ボランティア・福祉学習あるいは公的サービスでは補うことのできない一時的な介助の用に供するなど社会福祉活動の増進を支援することを目的とした場合に、その利用を希望する者（以下「使用者」という。）に対し本会の所有する物品を貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出指定物品)

第2条 この規程における貸出対象の物品は次のとおりとする。

- (1) 車イス
- (2) ワンタッチ式テント
- (3) 各種スポーツレクリエーション用具
- (4) 災害対策用器具
- (5) 高齢者・障がい者疑似体験用具
- (6) 映像・放送用器具
- (7) 展示用パネル
- (8) その他本会所有の物品で業務に支障のない範囲で貸出ができるもの

### (対象者)

第3条 貸出物品を使用することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 地区住民福祉協議会
- (2) 自治会・自主防災組織・公民館等
- (3) ボランティア（原則として本会あるいは三好市ボランティアセンター登録団体または個人）
- (4) 各種福祉団体（当事者団体またはその支援団体）
- (5) 学校・P T A・青少年育成関係団体
- (6) 市民活動団体
- (7) 三好市在住で社会参加等一時的に車イス貸出を希望するもの
- (8) 前7号に掲げるほか、会長が特に認める団体及び個人

### (使用用途)

第4条 貸出物品は、使用者が自主的・自発的に三好市内においてまたは三好市民を対象として実施する公益的な事業を使用用途とし、営利、宗教、政治的活動等への使用は認めない。但し、前条（7）にかかる車イスの使用については、公序良俗に反しない範囲での使用とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は原則として短期間（概ね1週間程度以内）とする。ただし、特に会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(貸出利用の申請及び決定)

第6条 貸出希望者は、本会に対し別添に定める利用申請書を提出することとし、本会は申請に基づき貸出希望者の状況を把握した上で貸出の可否を決定するものとする。

(貸出使用の取り消し等)

第7条 本会は、使用者に対し次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は現に貸し出している貸出物品の返還を指示することができる。

- (1) 申請に虚偽の記載をしたとき。
- (2) この規則又は使用の許可の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 災害等により緊急で、かつやむを得ない事由により貸出物品を公用又は公共の用に供する必要があるとき。
- (4) 貸出物品の故障等により使用者に明らかな被災が生じる恐れがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用することが適当でないと認められるとき。

(転貸等の禁止)

第8条 使用者は、貸出物品を転貸し、又は借り受けた目的以外に使用してはならない。

(貸出場所及び返還)

第9条 貸出物品は、原則として定められた保管場所から貸出を行い、使用者は使用後借り受けた場所に返還させるものとする。ただし、本会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用料)

第10条 貸出物品の使用料については、原則として無料とする。ただし、貸出物品の使用に際する燃料等の消耗品は使用者の負担とする。

(損害賠償)

第11条 使用者は、貸出物品を損傷し、又は滅失したときは本会が加入している保険で補てんされる部分を除き、その損害を賠償しなければならない。

(求償)

第12条 貸出物品の使用により、本会が損害賠償責任を負った場合は、本会は、使用者に

対して、次の各号に掲げる部分を除く範囲内において求償権を行使することができる。

(1) 本会が加入している保険で補てんされる部分

(2) 本会の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償責任に関する部分

(委任)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、貸出物品の貸出について必要な事項は会長が定め運用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 9 月 2 日より施行する。